

第135号 平成30年4月発行

— 目 次 —

〈特集〉

- ・ 暴力団等反社会的勢力対策について 2

〈機構主催の講習会〉

- ・ 機構主催の講習会 20

〈建設業行政等〉

【行政情報】

- ・ 経営事項審査の事務取扱いの一部改正 25
- ・ 公共事業労務費調査における社会保険加入状況調査結果 29
- ・ 「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定 31
- ・ 建設業の働き方改革の推進 36
- ・ 「技能者の能力評価のあり方に関する検討会」中間とりまとめ 51

【監督処分情報】

- ・ 監督処分情報(1～3月) 55

〈独占禁止法関係〉

- ・ JR東海が発注する中央新幹線に係る建設工事の入札談合事件 57
- ・ 東京都、東京港埠頭株式会社又は成田国際空港株式会社が発注する舗装工事の談合事件 61

〈TOPICS〉

- ・ 中小建設業の入札契約を巡る事件(平成29年度下半期) 70

〈建設業の裁判事例紹介〉

- ・ No59 4年間指名がなかったことが争われた事例 74
- ・ No60 担保責任存続期間の経過した瑕疵修補に代わる損害賠償請求権に係る相殺事例 78

〈会員紹介〉

- ・ 株式会社 JP ハイテック 82
- ・ 一般社団法人東京電業協会 84

〈機構情報〉

- ・ 講習コース 87
- ・ 講習活用事例 89
- ・ 販売図書 91
- ・ 法令遵守ポスター 92

(特 集)

- ・ 暴力団等反社会的勢力対策について 2

特 集

暴力団等反社会的勢力対策について

まえがき

近年、暴力団等反社会的勢力は、その組織実態を巧妙に隠蔽しながら、その活動形態も企業活動を装ったり、政治活動や社会運動を標榜しつつ、不透明化を進めています。また、労働者派遣行為、金融取引等の経済活動を通じて資金獲得活動を行い、建設業やその関連業界に巧妙に浸透してきています。

これらを受けて政府は、平成 19 年 6 月に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（犯罪対策閣僚会議申合せ）」を取りまとめ、さらに平成 22 年 12 月には「企業活動からの暴力団排除の取組について（暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム）」を取りまとめました。

これを踏まえて、国土交通省等公共工事発注者においては、暴力団等反社会的勢力の排除の実効性を確保するため、建設工事競争参加資格審査における排除措置、指名停止措置の実施や工事成績認定への反映などペナルティの強化を講じるとともに、工事請負契約約款における暴力団排除条項の導入を行っています。

また、平成 23 年 4 月までにすべての都道府県において暴力団排除条例が制定され、その運用が本格化していますし、日本建設業連合会等業界団体も「企業行動規範 2013」を定めるなど暴力団等反社会的勢力の排除宣言を行いました。さらに、平成 26 年の建設業法の改正により、建設業許可の欠格条件が拡充され建設業から暴力団を排除する措置がより一層強化されました。

このように、社会全体で暴力団等反社会的勢力排除の動きは強化されています。しかしながら、技能労働者を始めとする建設労働者不足等を背景に、暴力団等反社会的勢力の建設業界への浸透の懸念は、いまだ払拭されていません。

このような状況を踏まえて、公益財団法人建設業適正取引推進機構では、従来発刊してきました「反社会的勢力への対応方策」を全面改訂し、当機構の「暴力団対策の手引き」で紹介した暴力団対応マニュアルをとり入れるとともに、昨今の働き方改革で特に問題となる職業安定法（労働者供給事業）、労働者派遣法（事業）に関する章を新たに設けるなど、建設企業や建設関連企業の方々を対象に暴力団等反社会的勢力排除のための基本的な知識をわかりやすく説明した「反社会的勢力対策の手引」を講習会用テキストとして平成 30 年 3 月発行しました。

本稿は、このテキストの一部について、暴力団等反社会的勢力排除対策に関

するコンプライアンス部分を中心にその骨子を取りまとめたものであり、社内講習会等におけるテキスト利用の検討にあたってのご参考になればと考えております。

1 反社会的勢力に関する社会状況

(1)反社会的勢力とは

暴力団等反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)とは、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動にも障害となる者又は団体の総称で、市民・企業・行政機関に対して、違法・不当な方法又は暴力的威力を用いて資金獲得活動を行う者及び勢力のことをいいます。

また、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)では、反社会的勢力について「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。」と述べられています。

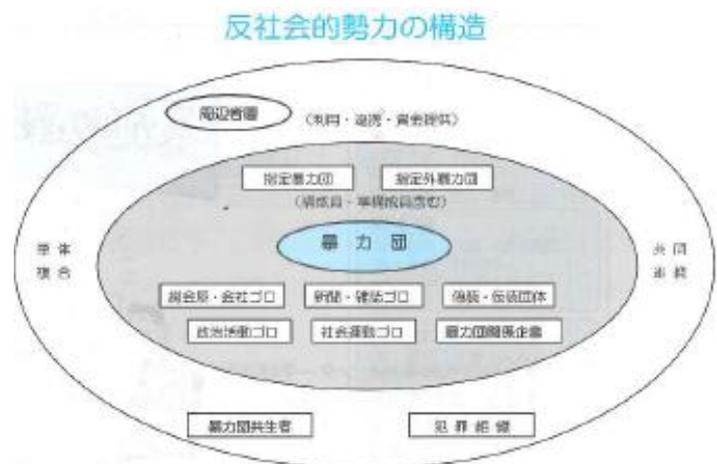
(2)反社会的勢力排除の必要性

反社会的勢力は、安全で住みよい社会を脅かす存在であり、反社会的勢力のない社会の実現は、国民的課題です。

誰もが社会の一員として、反社会的勢力を利用してはならないだけでなく、これらの勢力による被害を受けないために、また反社会的勢力による被害を根絶するために、努力をする必要があります。

近年、反社会的勢力は、その組織形態を隠ぺいし、建設工事の請負や下請負への参入などの経済活動を巧妙化させるなど、その活動実態を不透明化させています。

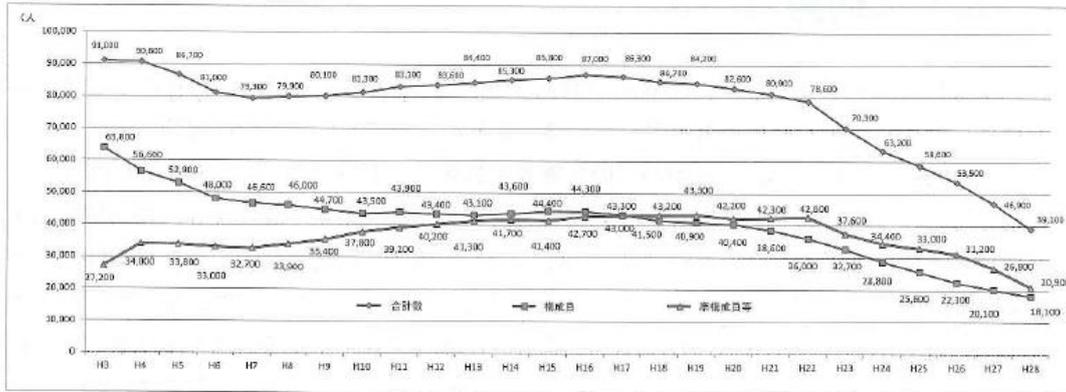
国民生活や経済活動からの反社会的勢力の排除の必要性は、これまで以上に大きくなっています。



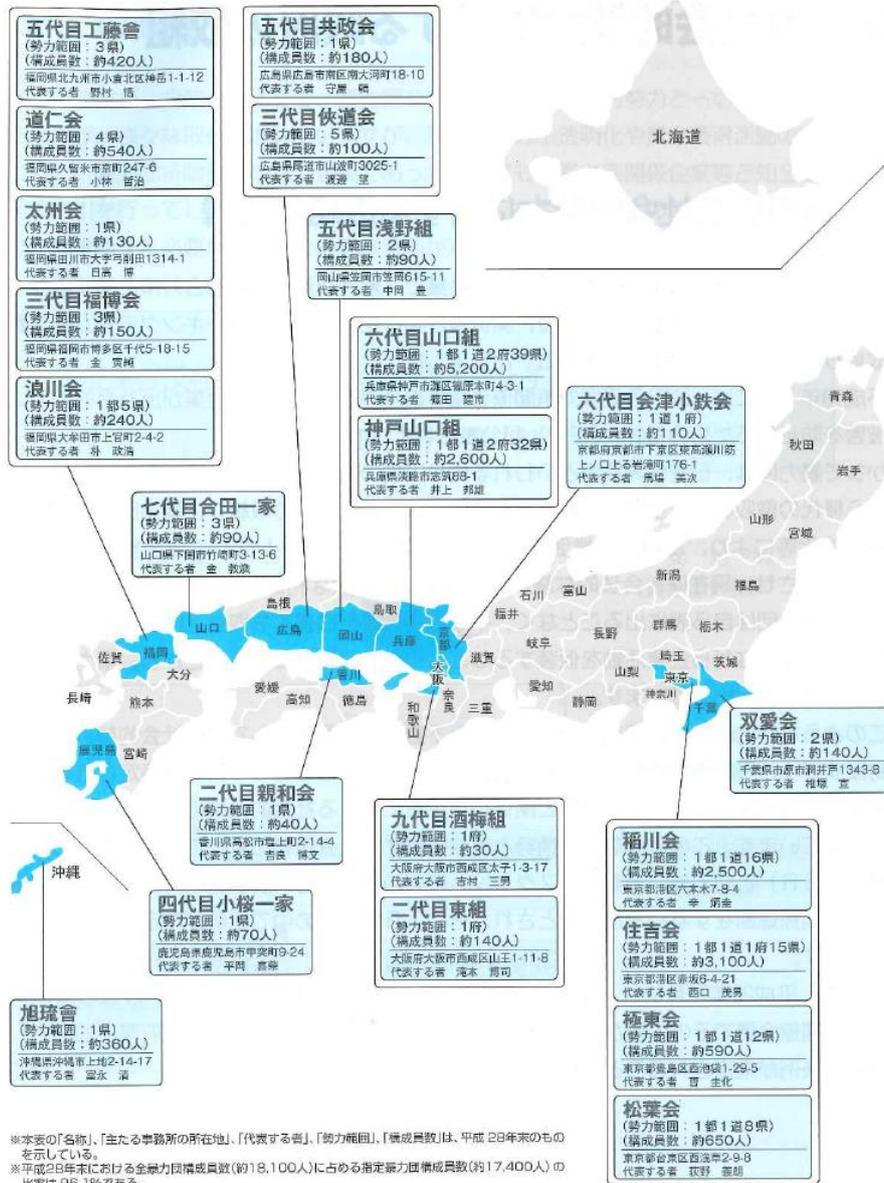
(3)暴力団勢力の実態

暴力団を構成する構成員、準構成員総数は、平成28年12月31日現在全国で39,100人で、近年は、概ね減少しています。

暴力団構成員等の推移



指定暴力団の指定状況



※本表の「名称」、「主たる事務所所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、平成28年末のもの
を示している。
※平成28年末における全暴力団構成員数(約18,100人)に占める指定暴力団構成員数(約17,400人)の
比率は96.1%である。

2 反社会的勢力に対する政府の取組

(1) 政府の反社会的勢力に対する取組の経緯

政府は、平成 18 年 6 月 20 日に犯罪対策閣僚会議で「暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム」の設置を決定し、その後、関係省庁申合せにより、同ワーキングチームを「暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム」としました。

平成 19 年 6 月には、政府の犯罪対策閣僚会議幹事会申合せとして「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(指針)が公表されました。

かつて暴力団は、伝統的資金源といわれる覚せい剤の密売、賭博等の違法行為、みかじめ料や用心棒代の徴収等により多額の資金を得ていましたが、警察の取締り、暴力団対策法による規制の強化等により、次第に企業活動や証券市場等をターゲットにして資金獲得活動を巧妙化、活発化させ、現在は、合法的な経済活動を装って膨大な利益を上げているのが現状です。しかも、暴力団は自ら表に出ることなく、平成 19 年の警察白書でも取り上げられたように「共生者」を利用しながら企業活動を仮装するなど自らは裏に隠れていることから、暴力団の活動はますます不透明化しています。

このような暴力団の資金獲得活動の巧妙化、不透明化を背景として、反社会的勢力の資金源を封圧すべく、平成 19 年 6 月に犯罪対策閣僚会議幹事会申合せとして指針が策定されました。

近年の社会規範からして、暴力団と関係した企業に対する社会的批判の目は極めて厳しいものとなっています。このような社会情勢とそれに対する社会規範の変化の中で、企業の社会的責任(CSR)としても、企業のリスクコントロールとしても、反社会的勢力とは取引を含めた一切の関係遮断をすることが必要とされ、そのような状況の中で指針が策定されるに至ったといえます。

さらに、平成 22 年 12 月には「企業活動からの暴力団排除の取組について」が取りまとめられ、対策閣僚会議でその内容が承認され、平成 22 年から 23 年にかけて各都道府県において、暴力団排除条例が策定されることになりました。

(2) 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の概要

多くの企業が、企業倫理として、暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを掲げ、様々な取組を進めていますが、暴力団等の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を踏まえると、暴力団排除意識の高い企業であったとしても、暴力団関係企業等と知らずに結果的に経済取引を行ってしまう可能性があることから、反社会的勢力との関係遮断のための取組をより一層推進する必要があり、次の基本原則が定められています。

企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(H19.6)

政府指針

企業防衛

社会的責任

治安対策

(資金源対策)

基本原則

①組織としての対応

②外部専門機関との連携

③取引を含めた一切の関係遮断

④有事における民事と刑事の法的対応

⑤裏取引や資金提供の禁止

(3)政府指針の基本原則に基づく対応

- ① 反社会的勢力による被害を防止するための基本的な考え方
 - ・企業の倫理規程、行動規範、社内規則等の明文の根拠を確立する。
 - ・反社会勢力による不当要求に対応して従業員等の安全を確保する。
 - ・警察、暴力追放運動推進センター、弁護士当等と連携関係を構築する。
 - ・反社会的勢力とは、取引関係を含め、一切の関係を遮断する。
 - ・不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的に対応する。
 - ・事業活動上の不祥事等を隠ぺいしない。
 - ・反社会的勢力へ資金提供しない。
- ② 平素からの対応
 - ・代表取締役等経営トップによる基本方針を宣言する。
 - ・反社会的勢力対応部署を整備する。
 - ・反社会的勢力とは、一切の関係をもたない。
 - ・契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入する。
 - ・取引先の審査、利害関係者の属性判断(審査)を行う。

- ・外部専門機関との連携、意思疎通の促進を行う。

③ 有事の対応(不当要求への対応)

- ・反社会的勢力による不当要求がなされた場合の報告システムを強化する。
- ・不当要求防止責任者の関与等組織全体で対応する。
- ・不祥事案について、適切な開示を行い、再発防止策を徹底する。

(4)内部統制システムと反社会的勢力による被害の防止

会社法上の大会社や指名委員会等設置会社の取締役会は、健全な会社経営のために会社が営む事業の規模、特性等に応じた法令等の遵守体制・リスク管理体制(いわゆる内部統制システム)の整備を決定する義務を負い、また、ある程度以上の規模の株式会社の取締役は、善管注意義務として、事業の規模、特性等に応じた内部統制システムを構築し、運用する義務があります。

① 内部統制システムに位置付けることの必要性

反社会的勢力による不当要求には、企業幹部、従業員、関係会社を対象とするものが含まれます。また、不祥事を理由とする場合には、企業の中に、事案を隠ぺいしようとする力が働きかねません。このため、反社会的勢力による被害の防止は、義務の適正を確保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として、内部統制システムに明確に位置付けることが必要です。

② 内部統制システムに位置付けるときに必要なこと

反社会的勢力に対する対応を内部統制システムに位置付けるときには、次のことが重要です。

- ・取締役会が、明文化された社内規則を制定するとともに、反社会的勢力対応部署と担当役員や従業員を指名すること
- ・制定した社内規則に基づいて、反社会的勢力対応部署はもとより、社内のあらゆる部署、会社で働くすべての個人を対象としてシステムを整備すること

③ 外部専門機関と連携して対応することの必要性

反社会的勢力の攻撃は、会社という法人を対象とするものであっても、現実には、取締役や従業員等、企業で働く個人に不安感や恐怖感を与えるものですから、反社会的勢力による被害を防止するための内部統制システムの整備に当たっては、会社組織を挙げて、警察や弁護士を始めとする外部専門機関と連携して対応することが不可欠です。

④ 内部統制システムを構築する上での実務上の留意点

内部統制システムは、①統制環境、②リスク評価、③統制活動、④情報と伝達、⑤監視活動の5項目から構築されるとされています。

反社会的勢力との関係遮断を内部統制システムに位置付けるに際して、それぞれの項目における留意事項は次のとおりです(COSO フレームワーク)が、特に、リスク評価の部分は、重点的に管理すべき項目であることに留意する

必要があります。

統制環境

- ・経営トップが、反社会的勢力との関係遮断について宣言を行う。
- ・取締役会において、反社会的勢力との関係遮断の基本方針を決議する。
- ・企業倫理規程等の中に、反社会的勢力との関係遮断を明記する。
- ・契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入する。
- ・反社会的勢力との関係遮断のための内部体制を構築する(例えば、専門部署の設置、属性審査体制の構築、外部専門機関との連絡体制の構築等)。

リスク評価

- ・反社会的勢力による不当要求に応じることや、反社会的勢力と取引を行うことは、多大なリスクであることを認識し、反社会的勢力との関係遮断を行う。
- ・特に、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする不当要求に対して、事案を隠ぺいするための裏取引を行うことは、企業の存立そのものを危うくするリスクであることを十分に認識し、裏取引を絶対に行わない。

統制活動

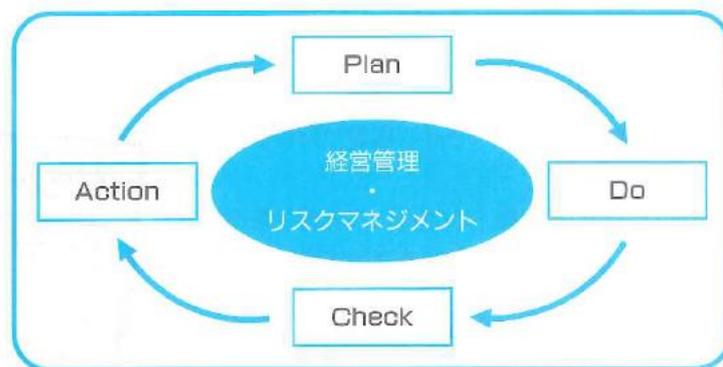
- ・反社会的勢力による不当要求への対応マニュアルを策定する。
- ・不当要求防止責任者講習を受講し、また、社内研修を実施する。
- ・反社会的勢力との関係遮断の取組について、適切な人事考課(表彰や懲戒等)を行うとともに、反社会的勢力との癒着防止のため、適正な人事配置転換を行う。

情報と伝達

- ・反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、直ちに専門部署へその情報が集約されるなど、指揮命令系統を明確にしておく。
- ・反社会的勢力の情報を集約したデータベースを構築する。
- ・外部専門機関への通報や連絡を手順化しておく。

監視活動

- ・内部統制システムの運用を監視するための専門の職員(リスク・マネージャーやコンプライアンス・オフィサー等)を配置する。



内部統制管理体制は、社会の変化に対応して常に見直す必要があります。

※COSO フレームワーク

トレッドウェイ委員会支援組織委員会(The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission)が米国で発表した内部統制の基本的な枠組

3 建設業からの反社会的勢力排除

(1)建設業を反社会的勢力が狙う理由

建設業界は、従来から反社会的勢力の標的とされることがありますが、それには次のような理由が考えられます。

① 金額の大きさと標的の多さ

建設業は、GDP の約 1 割に相当する売上高を持つ巨大産業であり、その金額の大きさは反社会的勢力にとって大きな魅力です。また、多様な建設工事を、大手ゼネコンから中小、専門工事業、元請から下請、孫請まで約 50 万にも及ぶ様々な業者が担っており、暴力団が標的を見つけ易い状況です。

② 建設現場の存在

建設工事は、屋外の現場で行われることが多く、工事騒音、排水、ほこり、トラックの出入りなど、反社会的勢力が因縁をつける材料が豊富にあり、様々な工事妨害などの嫌がらせがし易い状況です。

しかも、現場は、本社・支社から遠く離れているため、現場任せになりやすく、配置される職員も技術者が主であるなど、組織的な対応が難しく、対応ができません。

③ 発注者に弱い

建設業は、典型的な受注産業で、発注者である官公庁、企業に対して相対的に弱い立場にあり、また、様々な法律、条例の規制を受けます。反社会的勢力はそこを利用して、発注者の名前を使って脅したりすることがあります。

④ 反社会的勢力は内部事情に詳しい

反社会的勢力は、昔から建設業に進出しており、現在でも、建設業者の中には、反社会的勢力が実質的に関与しているいわゆる暴力団関連企業がある

と言われることからわかるように、反社会的勢力は建設業界の内部事情に詳しく、どのようにすれば脅せるかというノウハウを持っています。

⑤ 重層下請構造による参入の容易さ

反社会的勢力は、建設業界における重層構造の実態をよく知っています。多くの職種に分離していること、下請業者への依存度が高いことなど、監督が必ずしも十分でない点が狙われます。

⑥ 工事現場における諸費用の複雑性

反社会的勢力は、建設工事現場における近隣対策費や安全協力費などの現金支出を狙っています。

(2)反社会的勢力が建設業界に介入する手口

暴力団は、様々な口実を設けては会社にやってきて、不当な要求をします。その代表的な手口を紹介します。

① 下請参入要求

建設業の元請、下請の構造に着目して、下請となることにより一見合法的に利益を得ようとするものです。暴力団は下請しても孫請に一括丸投げして代金をピンハネしたりすることが多く、工事の質を担保するのも難しく、建設業法違反になります。

また、下請として参入することが断られたときなど、建設作業員の雇用を要求したり、建設現場の警備員の雇用を要求したりしますが、これらにも同様の問題があります。

なお、公共工事で下請に暴力団を使っていることが分かると、指名停止などの処分を受けます。

②違法な労働者供給を要求

暴力団が、建設現場等へ労働者を違法に供給(労働者供給事業)して、不正な収益を得ています。特に、東日本大震災の復旧・復興事業等に関しては、現場作業員の確保が困難な状況につけこむかたちで、違法な労働者供給事業が行われました。

③ 自動販売機設置などの要求

建設現場に自動販売機を置かせろという要求です。実際に営業する人から手数料をピンハネするのが狙いです。工事が終わって撤去するときなどに、トラブルの種を抱えるだけでなく、次々と別の要求が出てくる原因となります。このほかに、建設現場に弁当等を納入させろなどという要求もあります。

④ 挨拶料、安全協力金(用心棒料)、迷惑料、近隣対策費などの要求

暴力団は、その縄張りの中で工事や営業を行う者に、挨拶料を要求することがあります。工事で迷惑を受けていなくても、「誰に断って工事しとんのや。」などと言って、金を要求してきます。また、「縄張りの中で工事するんならその安全を保証してやるから安全協力金(用心棒料)を出せ。」という要求もあり

ます。

建設工事は、騒音、振動、ほこりなど付近住民に迷惑をかけることがあり、住民対策には万全を期さなければならないのですが、暴力団はそれを口実に法外な迷惑料を要求することがあります。

さらに住民の工事反対要求を煽ったり、工事反対要求を利用して、住民の代表者や仲介者を装って近隣対策費を要求することもあります。

⑤ 工事ミス、安全管理ミスを理由として補償要求

建設現場は目に付きやすく、各種法令や安全管理、環境問題など気をつけなければならないことはいくらかでもあります。暴力団は、それらのささいなミスを針小棒大に取り上げ、時にはミスをでっち上げてでも、ゆすり、たかりのネタにします。

たとえば①工事用の資材につまずいてケガをしたからといって莫大な治療費、休業補償を要求したり、②工事現場近くに止めてあった外車にキズがついたからといって外車の買い替えを要求したり、③法令の届出義務違反を見つけて、黙っていてやるから金をよこせとやってきたり、そのやり方は多種多様で頻繁に発生しています。

⑥ 資材、物品の高値の購入要求

暴力団は、建設現場で使うシート、土のう、消火器などを高値で売り付けます。

⑦ 賛助金・寄付金、機関紙購読、広告掲載などの要求

暴力団も最近ではやり方が巧妙になり、政治問題、社会問題を考える運動団体に仮装して、反対しづらい一見もっともらしい規約、設立趣旨を示し、企業から賛助金や寄付金を集めることが多くなっています。

また、そのような団体は、たいてい機関紙を発行してその購読や広告の掲載などを迫ってきます。

⑧ 会社、役員の不正、不祥事などをネタにした金品の要求

「〇月〇日、入札談合があったことを知っている。公正取引委員会にタレこんでもいいのか。」「おたくの〇〇常務は使い込みをやっている。新聞に教えもいいのか。」などと言って暴力団が金品を要求するケースです。ほとんど恐喝といってもいいでしょう。

このようなケースが恐ろしいのは、暴力団は一度弱みを握ると骨の髄までしゃぶりつくそうとすることです。被害者が、官公庁やマスコミなどに知られたくないと思うことは、まさに暴力団の思うツボです。

(3)建設業をめぐる最近の反社会的勢力の介入事例と対応

① 建設業への参入

反社会的勢力が、自ら建設会社を経営し、また、建設業者と結託するなどして、建設工事への参入を図っています。これに対して、次にとりあげる反

社会的勢力排除事例のように、建設業法の刑事罰を科すことや建設業許可の取消しなどの対応が行われています。

- ・ 反社会的勢力の建設会社経営者が、建設業許可が無いにもかかわらず軽微な工事ではない解体工事を請け負ったという事件があります。(平成 28 年 10 月検挙 京都府)

解体工事を行う場合においても、500 万円未満などの軽微な工事でない場合には、解体工事業等の工事業種についての建設業許可が必要です。これに違反すると、建設業法第 47 条の刑罰(3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金、併科あり)が科されます。

- ・ 反社会的勢力の建設会社経営者らが、特定建設業を営むときに必要な専任技術者がいないにもかかわらず、虚偽の専任技術者証明書を許可行政庁(福岡県知事)に提出したという事件があります。(平成 28 年 9 月検挙 福岡県)

建設業者は、営業所に専任の技術者を配置しなければなりません。本件のように、実際には雇用していない者を当該建設業者の専任の技術者として建設業許可更新申請を行った場合には、建設業法第 50 条の刑罰(6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金、併科あり)が科されます。

本件建設業者については、建設業法違反により罰金 50 万円の略式命令が確定しましたので、建設業法第 8 条 8 号の欠格要件に該当するとして、平成 28 年 11 月 8 日建設業許可が取り消されました(建設業法第 29 条第 1 項第 2 号)。

- ・ 道からの照会に基づいて、道公安委員会が建設業の更新許可申請業者を調査したところ、同建設業者の役員が、稲川会傘下組織組長であることが判明しました。その旨を道公安委員会から許可行政庁(北海道知事)に回答し、許可行政庁(北海道知事)から同建設業者に対し許可することはできない旨を伝えたところ、同建設業者が廃業届を提出しました。(平成 28 年 10 月北海道)
- ・ 建設業及び産業廃棄物収集運搬業の許可を有する会社について、県公安委員会が調査したところ、その代表取締役が元六代目山口組傘下組織の暴力団員であることが判明しました。その調査の過程で、同社は建設業については自主的に廃業届を提出、産業廃棄物収集運搬業については、県公安委員会から監督官庁(埼玉県知事)に通報され同許可が取り消されました。(平成 28 年 5 月 埼玉県)
- ・ 反社会的勢力の土木会社経営者らが、建設業許可が無いにもかかわらず軽微な工事ではない建設工事を請け負い、建設業を営んだという事件があります。(平成 28 年 2 月検挙 奈良県) (平成 27 年 2 月検挙 福島県)
ここでの軽微な工事とは、①建築一式工事では 1,500 万円未満の工事又

は延べ面積 150 m²未満の木造住宅工事②その他業種の工事では 500 万円未満の工事です。

建設業許可を受けずに、軽微な工事以外の建設工事を請け負うと、建設業法第 47 条の刑罰(3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金、併科あり)が科されます。

- ・ 県からの照会に基づいて建設業の許可申請業者を県公安委員会で調査したところ、同建設業者の役員が元六代目山口組傘下組織幹部であることが判明しました。その旨を同公安委員会から県に回答し、県から同建設業者に対し許可することはできない旨を告げたところ、同業者が同許可申請を取り下げました。(平成 28 年 1 月 栃木県) (平成 27 年 5 月 愛知県)
- ・ 建設業者の役員等を窃盗で検挙したところ、その捜査の過程で、同役員等が工藤会傘下組織幹部と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していたことが判明、県公安委員会から、県等に通報しました。同建設会社については、代表取締役が、窃盗罪による懲役 3 年(執行猶予 5 年)の刑が確定しましたので、建設業法第 8 条第 11 号の欠格要件に該当するとして、平成 27 年 8 月 5 日建設業許可が取り消されています。(平成 27 年 4 月 福岡県)
- ・ 国の発注に係る公共工事に関し、建設業者元役員を恐喝未遂で検挙したところ、その捜査過程で、同元役員は、六代目山口組傘下組織幹部と社会的に非難されるべき関係があることがわかりました。(平成 27 年 2 月 高知県)

同元役員は、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であり、この建設業者の実質的な経営者として、平成 27 年 4 月以降もその事業活動を支配していること(建設業法第 8 条第 9 号)が認められました。

建設業法第 8 条第 13 号の欠格要件に該当するとして、平成 28 年 11 月 8 日同建設業者の建設業許可が取り消されました(建設業法第 29 条第 1 項第 2 号)。

② 公共工事への参入

反社会的勢力が、公共工事への参入を図っています。公共工事発注者は、これに対して、次のような同勢力排除が行われています。

- ・ 六代目山口組傘下組織組員らを労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)違反で検挙し、その捜査の過程で、同組員と社会的に非難される関係を有している建設業者等が判明したことから、それらの建設業者を国等に通報し、公共工事から排除しました。(平成 28 年 2 月 北海道)
- ・ 六代目山口組傘下組織幹部を弁護士法違反で検挙したところ、その捜査の過程で、同事件の関係者である建設業者の社長が、同幹部に対して、金

銭、物品その他財産上の利益を不当に与えていたことが判明したことから、県等に通報し、建設業者を公共工事から排除しました。(平成 27 年 9 月 宮崎県)

- ・ 建設業者の代表者を恐喝で検挙したところ、その捜査の過程で、同人らが神戸山口組傘下組織組長と社会的に非難されるべき関係を有していたことが判明したことから、同社及び同人が実質的に経営している建設業者を県等に通報し、公共工事から排除しました。(平成 27 年 9 月 岡山県)

③ 建設現場等への労働者違法派遣(供給)

暴力団が、建設現場等へ労働者を違法に派遣(労働者派遣事業)又は供給(労働者供給事業)し、不正な収益を得ています。これに対して、労働者派遣法又は職業安定法違反により刑事罰を科すという対応が行われています。

- ・ 稲川会傘下組織組長らが、その従業員らを建設業者に除染作業に従事する労働者として違法に供給しました。(平成 28 年 6 月 検挙 北海道)
- ・ 建設業者が、建設作業員らを宮城県内の他の建設業者に災害復旧工事に従事する労働者として違法に供給しました。(平成 28 年 4 月 検挙 奈良県)
本件建設業者については、代表取締役が建設業法及び職業安定法違反により懲役 6 月(執行猶予 3 年)の刑が確定しましたので、建設業法第 8 条第 11 号の欠格要件に該当するとして、平成 28 年 9 月 30 日建設業許可が取り消されています。(建設業法第 29 条第 1 項第 2 号)
- ・ 神戸山口組傘下組織組員らが、労働者をマンションの工事現場に派遣し、型枠工事等の建設業務に従事させ、労働者派遣法の禁止業務について労働者派遣事業を行いました。(平成 27 年 11 月 検挙 香川県)
- ・ 六代目山口組傘下組織幹部らが、労働者を建設業者に供給し、放射能汚染の除染工事に従事させ、労働者供給事業を行いました。(平成 27 年 8 月 検挙 愛知県)(平成 27 年 8 月 検挙 静岡県)
- ・ 住吉会傘下組織組員らが、労働者を工事現場に派遣し、解体工事等の建設業務に従事させ、禁止業務について労働者派遣事業を行いました。(平成 27 年 6 月 検挙 栃木県)

④ 金品の不当要求等

暴力団が、工事に関して因縁を付けて金品等を要求したという事件等があり、これらは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)等で対応されています。

- ・ 道仁会傘下組織組長らが、公共工事を受注した建設業者の社長に対し、「工事落としたやろう。工事代金の 1 パーセント払ってくれ。」などと告げ、現金を脅し取りました。(平成 27 年 4 月 検挙 福岡県)
恐喝(刑法第 247 条)事件ですが、暴力団対策法の暴力的要求行為(みかじめ料を要求する行為)にも該当するものと考えられます。
- ・ 六代目会津小鉄会傘下組織組員が、市発注に係る公衆トイレ改修工事に

関して、市職員に対し「施工業者を指名停止にしろ。わしも〇〇会やっとなるし、事務所に呼んで大声出す訳にもいかんからな。」などと告げて、暴力団の威力を示して業者を公共事業から排除するようみだりに要求したものです。(平成 28 年 8 月当該要求等の中止命令 京都府)

⑤ 反社会的勢力の威力利用等

反社会的勢力の威力利用等については、暴力団排除条例に基づいた勧告等で対応されています。

- ・ 塗装業経営者が、元請業者に工事代金を支払わせる目的で暴力団の威力を利用したことに関し、住吉会傘下組織組員に報酬として現金 20 万円を供与し、同組員はこれを受け取ったというものです。(平成 28 年 8 月 同経営者及び組員に対し暴力団排除条例に基づいて勧告 栃木県)
- ・ 神戸山口組傘下組織の組長に、組事務所への車突入を防ぐ防護壁の設置工事の手配を依頼された建築工事仲介者から、同工事を受注した建築会社が、暴力団事務所と知らないまま、同事務所の玄関前に鉄製の防護壁(高さ 1.3m、横幅約 2.9m、厚さ約 6mm)を設置したものです。(産経新聞平成 28 年 6 月 9 日)。(平成 28 年 6 月 同建築工事仲介者及び神戸山口組傘下組織組長等に対し暴力団排除条例に基づき利益提供行為の中止指導 大阪府)
- ・ 建設業者が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる事情を知りながら、神戸山口組傘下組織の事務所に鉄板等を取り付ける対立抗争対策の工事を行ったものです。同建設業者は、神戸山口組傘下組織会長の依頼により、平成 27 年 9 月組事務所の窓をスチール鉄板 20 枚で補強し、監視用カメラ等を取り付けたもので、警戒中の警察官が工事に気づいて発覚したとされています(朝日新聞平成 28 年 6 月 9 日)。(平成 28 年 6 月 同社及び神戸山口組傘下組織組長等に対し暴力団排除条例に基づき工事をしないように勧告 愛知県)

⑥ その他

その他に、いろいろな反社会的勢力対策が講じられています。

- ・ 公共工事の発注者が、落札業者の決定後、速やかに警察に落札者情報を提供しました。(平成 28 年 4 月 警察が暴力団による不当要求に先んじて当該業者に暴力団排除を指導 福岡県)

4 反社会的勢力に対する基本的対応要領

－問題解決は毅然とした対応と早期相談－

大原則（対応の基本） 組織的な対応

反社会的勢力から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応したり、担当者の方に責任を押し付けることは、最も避けるべきです。

不当要求に対しては、対応方針をあらかじめ検討し、組織として一丸となって対応することが何よりも大切です。

(1)平素の準備

① トップの危機管理

- ・ トップ自らが、「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築することが大事です。
- ・ 担当者が気楽に報告できる雰囲気作りも必要です。

② 体制作り

- ・ あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておき、対応マニュアル、通報手順等を設定することが必要です。
- ・ 対応責任者は、組織を代表して対応し、組織としての回答を準備しておきましょう。
- ・ 対応する部屋を決めておき、録音、撮影、機器等をセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を提示することが必要です。

③ 暴力団排除条項の導入

- ・ 反社会的勢力を排除する根拠として、反社会的勢力とは取引しないこと、取引開始後反社会的勢力と判明したなら解約することの内容等が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しましょう。

④ 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士との連携

- ・ 警察や暴力追放運動推進センター、弁護士等との連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設定しましょう。

(2)不当要求に対する対応例

① 来訪者チェックと連絡

受付係員は、来訪者の氏名等の確認と用件及び人数を把握して、対応責任者に報告してから応接室等に案内します。

② 相手確認と用件確認

落ち着いて、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、用件を確認します。相手方が代理人の場合には、委任状を確認します。

③ 対応場所選定

素早く助けを求めることができ精神的に余裕をもって対応できる場所(自社の応接室)等の管理権の及ぶ場所を選びましょう。暴力団員等の指定する場所や、組事務所には絶対に出向いてはいけません。やむをえず出向かざるを得ないときは、警察に事前・事後連絡することが必要です。

④ 対応人数

相手より優位に立つための手段として、可能な限り相手より多い人数で対応することが必要です。あらかじめ役割分担を決めておくことも必要です。

⑤ 対応時間

可能な限り短くすることが必要です。最初の段階で「何時までならお話を

伺います」などと告げて対応時間を明確に示しましょう。対応時間が過ぎても退去しない場合は、相手方に警察に不退去罪での被害届を出す旨を告げて警察へ連絡してください。

⑥ 言動注意

暴力団員は、巧みに論争に持ち込み、対応者の失言を誘い、又は言葉尻を捉えて厳しく糾弾してきます。「申し訳ありません」、「検討します」、「考えてみます」などと言ってははいけません。

⑦ 書類作成・署名・押印

暴力団は「一筆書けば許してやる」などと詫言状や念書等を書かせたがりますが、後日金品要求の材料などに悪用されますので、これに応じてはいけません。また、暴力団員等が社会運動に名を借りて署名を集めることもあるので、どのようなものにも署名・押印してはいけません。

⑧ トップ対応しない

いきなりトップ等の決裁権を持った者が対応すると即答を迫られます。次回以降からの交渉で「前は社長にあった。お前ではだめだ。社長を出せ、社長が会わない理由を言え」などと喰ってかかれるので、トップは対応してはいけません。

⑨ 即答・約束はしない

暴力団員への対応は、組織的な実施が大切です。相手の要求に即答したり、約束してはいけません。

⑩ 湯茶接待をしない

湯茶を出すことは、暴力団員が居座り続けることを容認したことになりかねません。また、湯飲み茶碗等を投げつけるなど、脅しの道具に使用されます。歓迎するお客さんではないので、接待は不要です。

⑪ 対応内容記録化

電話や面談の対応内容は、犯罪検挙や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をしましょう。それが困難なときは、秘匿録音でも証拠価値はありますので、できるだけ録音しておきましょう。

⑫ 機を失せず警察通報

不要なトラブルを避け、事故を防止するため、平素から警察や、暴力追放運動推進センターと連携することが必要です。